

東近江市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

東近江市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和5年12月25日提出

東近江市議会

議会運営委員会委員長 西 崎 彰

東近江市議会会議規則の一部を改正する規則

東近江市議会会議規則（平成17年東近江市議会規則第1号）の一部を次のように改正する

第124条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第1項中「起立させ、起立者」を「起立又は挙手させ、起立又は挙手」に改め、同条第2項中「起立者」を「起立又は挙手」に改める。

第130条中「起立」の次に「又は挙手」を加える。

第150条の次に次の1条を加える。

（情報通信端末機器の使用）

第150条の2 議員は、情報通信端末機器（議長が貸与するタブレット端末機に限る。以下同じ。）を会議、委員会等において使用することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定により議員が情報通信端末機器を使用する場合について準用する。この場合において、第149条中「新聞紙又は書籍の類を閲読」とあるのは「第150条の2第1項の情報通信端末機器を使用」と、前条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物を」とあるのは「次条第1項の情報通信端末機器により電磁的記録を提出し、又は」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、市長その他執行機関の職員及び事務局職員について準用する。この場合において、第1項中「議長が貸与するタブレット端末機」とあるのは、「議長が認める情報通信端末機器」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

情報通信端末機器の使用及び委員会での表決方法に関する規定の整理を行いたく、本議案を提出するものである。